

現地確認契約書

委託業務名 年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認業務

履行期間 認証申請した農産物の播種等から収穫開始までの期間内

金額 金 円也

認証申請者等 (以下「発注者」という。)と確認行為を行う宮城県(以下「受注者」という。)とは、年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認(以下「現地確認」という。)の業務について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、次の農産物の生産計画について、頭書の金額で、頭書の履行期間中に頭書の現地確認の業務を完了するものとする。

1 農産物	
2 生産ほ場の所在地	
3 播種等予定日 年 月 日	4 収穫開始予定日 年 月 日

(生産計画の変更)

第2条 発注者は、生産計画の内容を変更することができるものとする。この場合において、履行期間にかかわる事項を変更するときは、発注者と受注者が協議するものとする。

(現地確認の報告)

第3条 受注者は、現地確認が完了したときは、遅滞なくその結果報告書を発注者に提出するものとする。
2 受注者は、現地確認の結果を公表することができるものとする。ただし、発注者の秘密に関する事項についてはこの限りでない。

(生産の中止)

第4条 発注者は、次の各号のいずれかの事由により、生産を中止するときは、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱により、第1条の生産計画「4 収穫開始予定日」から起算して30日以内に手続を行うものとする。

- (1) みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領に定める認証農産物の要件に適合しなくなったとき。
- (2) その他事由により生産の継続を実施することが困難になったとき。

(支払等)

第5条 発注者は、現地確認で要する経費を受注者の発行する納入通知書により、納入通知書に定める期日までに支払うものとする。

2 前条に規定する生産中止が、現地確認を実施する以前のときは、受注者は、契約を解約し、発注者に納入金を返納するものとする。

3 前条に規定する生産中止が、現地確認を実施した後のときは、受注者は、発注者に納入金を返納しないものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に現地確認を完了することができないと認めたとき又は受注者が不完全な履行をしたときは、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前条第1項の規定による支払が行われなときは、この契約を解除することができるものとする。

(その他)

第7条 この契約に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名 印

受注者 宮城県知事 印